

令和2年度

事業計画
収支予算

社会福祉法人 豊島区民社会福祉協議会

< 目 次 >

事業名等	頁
令和2年度事業取組み方針	1
豊島区民社会福祉協議会の会員	3
豊島区民社会福祉協議会 組織図及び職員配置	4
事務局職員数	6
理事・監事・評議員	7
I 法人運営事業	9
1 役員会議等の開催	9
2 地域福祉活動計画事業	10
3 区民ミーティング推進事業	10
4 敬老の日訪問事業	11
5 広報事業	11
6 表彰事業	12
7 実習生受入事業	13
8 職員研修事業	13
9 職員福利厚生事業	14
10 寄附金の活用	15
11 会員事業	15
II 地域福祉事業	17
1 緊急支援事業	17
2 親子ふれあい助成事業	17
3 リボンサービス事業	18
4 ハンディキャブ・リフト付乗用自動車運行事業	19
5 困りごと援助サービス事業	20
6 ふくし健康まつり事業	20
7 コミュニティソーシャルワーク事業	21
8 生活困窮者自立相談支援事業	22
9 生活支援コーディネート事業	23
10 福祉包括化推進事業	25
11 東日本大震災被災者支援事業	25
12 高齢者元気あとし事業	26
13 受験生チャレンジ支援事業	27
III ボランティア活動推進事業	28
1 ボランティアセンター運営事業	28
2 ボランティア活動推進 PR 事業	28

IV	助成事業	30
	1 障害者施設・団体等助成事業	30
	2 サロン活動支援助成事業	30
	3 地域福祉推進助成事業	31
	4 給食ボランティア活動助成事業	31
V	生活福祉資金貸付事業	33
	1 生活福祉資金貸付事業	33
	2 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	34
VI	福祉サービス利用援助事業	35
	1 福祉サービス権利擁護支援室運営事業	35
	2 福祉サービス利用援助事業	36
	3 法人後見・社会貢献型後見人活用事業	36
	4 社会貢献型後見人養成事業	37
	5 成年後見等開始審判申立費用助成事業	38
VII	歳末たすけあい運動事業	39
	1 歳末たすけあい・地域福祉活動募金	39
VIII	公益事業	40
	1 中央高齢者総合相談センター運営事業	40
	2 ひとり暮らし高齢者アウトリーチ事業	41
IX	その他の事業	43
	1 豊島区社会福祉法人ネットワーク会議運営事業	43
	令和2年度 収支予算	45

令和2年度事業取組み方針

令和元年の夏は、台風19号をはじめ、これまでの常識を超えた規模の暴風雨が関東・東北各地を襲い、甚大な被害をもたらしました。被災地では、復興に大きな役割が期待される「災害ボランティアセンター」の立ち上げに手間取る社会福祉協議会が多く、日常の準備の重要性が浮き彫りになりました。

豊島区民社会福祉協議会では、震災時以外であっても「災害ボランティアセンター」がスムーズに機能を発揮できるよう、豊島区と連携して早急に取り組んでいく必要があります。

また、平成28年に施行された「成年後見制度の利用促進に関する法律」に基づき、豊島区は令和2年に条例化を予定しています。本社協としても、いわゆる「市民後見人」の育成を含め、だれもが安心して利用できる成年後見人制度に向けて、積極的に事業推進を図る時期にきています。

現在、8か所で展開しているCSW（コミュニティソーシャルワーカー）についても、区が構想中の「総合高齢社会対策」と軌を一にした取り組みが求められています。とりわけ、高齢者の見守り活動では、官民を挙げた見守り体制の構築にCSWの関りが期待されています。

このような状況の中で、本社協が積極的な事業展開を図るためには、経営基盤の強化を図り、安定した財政運営を継続していかなければなりません。そのためには、経営状況を赤字体質から早期に脱却する必要があります。

令和2年度の予算編成にあたっては、職員は、ただ漫然と前例踏襲に陥ることなく、個々の事業について、改めて意義目的を踏まえ、改善・見直しを行い、積極的に事業のスクラップアンドビルドに挑戦していきます。

○取組み方針

- ・事業は、法令遵守の下に公平・公正・効率的かつ効果的に執行します。
- ・事業は、社会的要請や先見の明に照らして進め、スクラップ&ビルドにも積極的に取り組みます。
- ・事業の年度目標を確実に達成するため、進行管理を的確に行うとともに、適時取り組みの手法や手順等の検証・見直しを行います。

○重点取組事業

1. 災害ボランティアセンターの運営について

災害ボランティアセンターの立ち上げに向けた関係機関との連携強化、組織内部体制の見直し、研修、図上訓練を実施します。災害ボランティアセンターの運営面では、資金面、人的資源面など課題も多いですが、できることから具体化していきます。

2. 成年後見制度利用促進に関する取り組みについて

平成 28 年に施行された「成年後見制度の利用促進に関する法律」において、各区市町村は成年後見制度の利用の促進に関する施策について基本的な計画を策定することとなっています。豊島区においても今年度の計画策定にむけ協議会の設置が予定されており、これまで成年後見制度推進機関として各種事業を実施してきた「サポートとしま」の取り組みについて検証し、今後の体制整備や役割分担について区と協議していきます。

3. コミュニティソーシャルワーク事業について

8 か所で展開しているCSW（コミュニティソーシャルワーカー）は、区が構想中の「総合高齢社会対策」と軌を一にした取り組みが求められており、高齢者の見守り活動では、官民を挙げた見守り体制の構築が期待されています。いわゆる 8050 問題やひきこもり、ダブルケアなど、制度の狭間にあるケースへの相談支援を通じて、住民や地域団体、関係機関と連携した相談支援を実施し、今年度は、それらから見えてくる課題を体系的に整理して、区全域、小地域での実践を展開していきます。

4. 財政収支の改善について

財政収支の改善に向け、令和 2 年度予算編成は、限られた財源を有効に活用するため、収支均衡に向けた予算編成を行います。また、赤字体質経営の脱却を図るため、会員数の確保、寄附の勧奨、新規事業の開拓など自主財源の拡大を目指します。

豊島区民社会福祉協議会の会員

1 会員数の推移(年度末現在)

単位：件

年度 区分	2015	2016	2017	2018	2019 (12月末現在)
個人会員	4,313	4,199	4,080	3,920	4,010
団体会員	315	321	323	322	320
施設会員	58	57	58	55	58
賛助会員	145	140	138	137	129
合 計	4,831	4,717	4,599	4,434	4,517

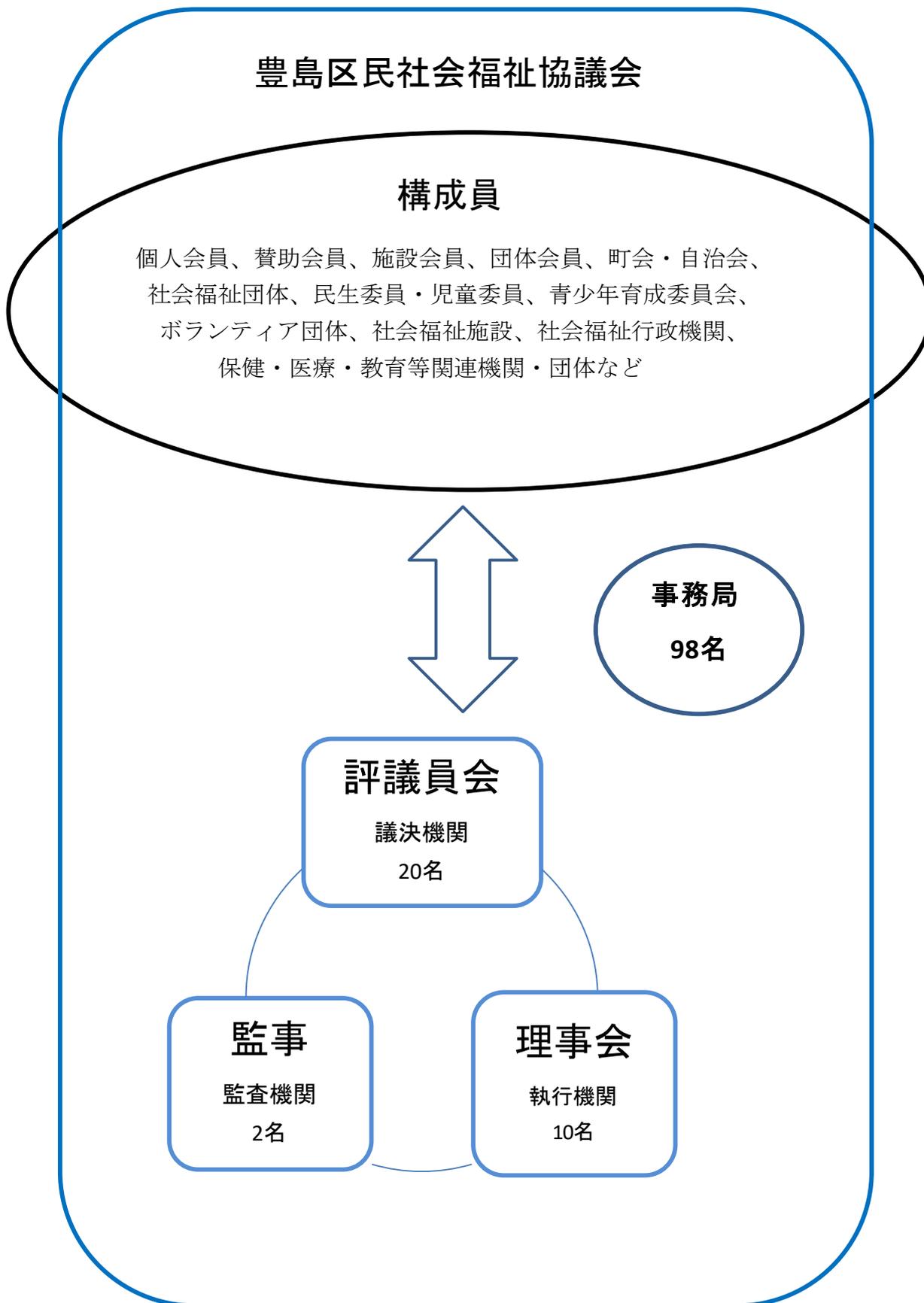
2 会費収納額の推移(年度末現在)

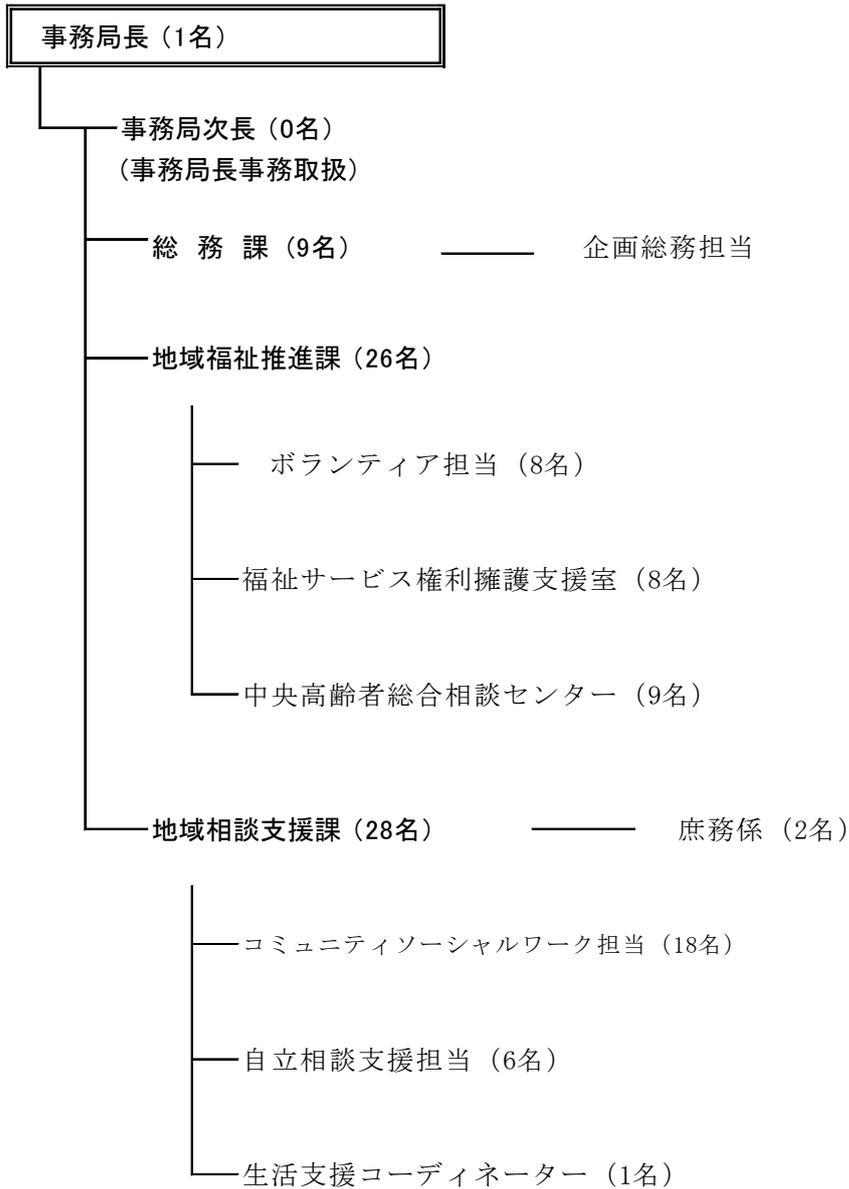
単位：円

年度 区分	2015	2016	2017	2018	2019 (12月末現在)
個人会員	5,563,700	5,339,500	4,994,000	4,833,000	4,459,000
団体会員	1,219,000	1,233,000	1,238,000	1,219,000	1,134,000
施設会員	247,000	241,000	196,000	262,000	243,000
賛助会員	471,000	455,000	418,000	423,000	437,000
合 計	7,500,700	7,268,500	6,846,000	6,737,000	6,273,000

豊島区民社会福祉協議会 組織図及び職員配置

令和2年4月1日





* 区に派遣 (3名)

全 体 職 員 数		
局 長	1 名	区より派遣 1 名
次長・課長	3 名	常勤 3 名
チーフ	6 名	常勤 6 名
常 勤	5 5 名	常勤43名 (3名区へ派遣、2名区より派遣)、任期付常勤12名
非常勤・再雇用	2 名	再雇用 2 名
小 計	6 7 名	
臨時職員	3 1 名	生活支援員28名 巣鴨サロンスタッフ3名
合 計	9 8 名	

事務局職員数

【職員数の推移（各年度4月1日現在）】

（単位：人）

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度 （見込み）
常勤職員	36	44	47	53	53
任期付常勤職員	23	15	14	11	12
非常勤・再雇用	4	4	4	3	2
臨時職員	—	—	—	20	31
合計	63	63	65	87	98

注）2018年度までは臨時職員は含めていません。

理事・監事・評議員【令和2年1月31日現在】

理 事【定数10名、現員数9名】

任期 令和元年6月26日～令和2年度決算に係る定時評議員会の終結時まで

	氏 名	選出区分	所属・現職
会 長	田 中 幸一郎	豊島区町会連合会の推薦による者	豊島区町会連合会会長 第11地区区政連絡会委員長
副会長	寺 田 晃 弘	豊島区民生委員児童委員協議会の推薦による者	豊島区民生委員児童委員協議会会長
副会長	木 崎 茂 雄	豊島区青少年育成委員会連合会の推薦による者	豊島区青少年育成委員会連合会会長
常務理事	天 貝 勝 己	豊島区民社会福祉協議会事務局長の職にある者	社会福祉協議会事務局長
理 事		福祉関連分野に関わる者及び学識経験者で会長の推薦による者	
理 事	神 山 裕 美		大正大学人間学部社会福祉学科教授
理 事	斉 藤 則 美	地域福祉に関する活動者で会長の推薦による者	特定非営利活動法人ぶどうの木理事長
理 事	堀 口 つき子		元豊島区社会福祉事業団事務局次長
理 事	宮 長 定 男	社会福祉施設の運営に関わる者で会長の推薦による者	社会福祉法人泉湧く家理事長
理 事	常 松 洋 介	関係行政機関のうち豊島区保健福祉部長の職にある者	豊島区保健福祉部長

監 事【定数2名、現員数2名】

任期 令和元年6月26日～令和2年度決算に係る定時評議員会の終結時まで

	氏 名	選出区分	所属・現職
監 事	二重作 誠一郎	財務管理について見識を有する者	税理士 東京税理士会豊島支部相談役
監 事	高 橋 計 之	社会福祉事業について見識を有するもの	豊島区社会福祉事業団前理事長

評 議 員 【定数 20 名、現員数19名】 任期 平成29年7月1日～令和3年6月30日まで

(※の任期 令和元年6月26日～令和2年度決算に係る定時評議員会の終結時まで)

	氏 名	選出区分	所属・現職
1	外山 克己	豊島区町会連合会	第三地区委員会 池袋御嶽町会会長
2	※照内 義雄	豊島区町会連合会	第一地区委員長 巣鴨四丁目協和町会会長
3	田中 英治	豊島区町会連合会	第七地区委員会 南長崎六丁目町会会長
4	市川 幸雄	豊島区町会連合会	第八地区委員会 長崎六丁目町会会長
5	片桐 昌英	豊島区町会連合会	第十地区委員会 駒込第一町会会長
6	藤井 昌男	豊島区町会連合会	第十二地区委員会 東池袋五丁目東町会会長
7		豊島区民生委員児童委員協議会	
8	武藤 節子	豊島区民生委員児童委員協議会	池袋西地区会長
9	岡田 実	豊島区民生委員児童委員協議会	高田地区会長
10	※根岸 幸子	豊島区青少年育成委員会連合会	第六地区青少年育成委員会会長
11	小出 貴司	豊島区青少年育成委員会連合会	第五地区青少年育成委員会副会長
12	中島しづゑ	豊島区高齢者クラブ連合会	豊島区高齢者クラブ連合会常務理事
13	長谷川則之	豊島区障害者団体連合会	豊島区聴覚障害者協会会長
14	蓮沼 和音	豊島区精神障がい者事業所連合会	NPO 法人このは このはの家管理者
15	武居 裕子	社会福祉施設	私立保育園園長会会長 若草保育園園長
16	林 洋	豊島区商店街連合会	豊島区商店街連合会副会長 サンモール大塚商店街振興組合理事長
17	鈴木 但	豊島法人会	豊島法人会常任理事
18	河野 倫数	ボランティア活動団体及びボラン ティア	歯科医師
19	東 三千代	ボランティア活動団体及びボラン ティア	ボランティア 豊島区家庭教育推進委員 OB 会代表
20	※高橋 隆史	関係行政機関	福祉総務課長

I 法人運営事業

1 役員会議等の開催【総務課】

事業区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自主事業 <input type="checkbox"/> 補助事業 <input type="checkbox"/> 受託事業 <input type="checkbox"/> その他
	<input type="checkbox"/> 重点事業 <input type="checkbox"/> 新規事業 <input type="checkbox"/> 拡充事業 <input type="checkbox"/> 縮小・廃止事業
事業根拠	社会福祉法（第38条～第45条） 社会福祉法人豊島区民社会福祉協議会定款
事業開始	昭和37年
事業の目的等	関係法令及び定款・規程等に基づき、公正で開かれた法人運営を行います。 【評議員会】法人の運営に関わる重要な事項の議決を行い、理事の執行に対して監督をすることで適切な法人運営を行います。 【理事会】業務執行に関する意思決定及び理事の職務執行の監督をすることで、適切な法人運営を行います。 【監事】理事の職務執行を監査し、必要に応じ助言・指導等を行うことで、法令や定款等に基づいて適切な法人運営が行われるようにします。
課題	評議員のメンバー構成及び定数について、円滑な法人運営のために再検討の必要性が指摘されています。
R2年度目標	法人運営に関する積極的な意見交換の場になるように、資料や説明を工夫し、分かりやすく効果的な運営ができるようにします。 次期役員の一斉改選（令和3年6月）に備え、候補者の検討を行います。

<具体的取組>

会議等	内 容	実施時期
正副会長会	理事会に諮る事項について審議します。	随時開催
理事会	評議員会の議題・議案の決定及び招集、会長・副会長及び常務理事の選定及び解職、重要な財産の処分及び譲受け、計算書類等及び事業報告等の承認、その他の重要な業務執行の決定等について審議します。	6月、10月、3月 その他
評議員会	理事及び監事の選任・解任・報酬等の決定、計算書類及び事業報告等の承認、定款の変更、解散の決議、社会福祉充実計画の承認、その他法令又は定款で定められた事項について審議します。	定時評議員会 6月 評議員会 3月、その他
監事監査	社会福祉法人の責務を果たすとともに、経営目標を確実に達成するため、事業及び会計並びに理事の職務等に関し、その執行状況を監査し、助言や指導により公正な法人運営を進めます。	5月
評議員選任・解任委員会	評議員の選任及び解任について、客観的で公平な立場で審議します。	随時開催

2 地域福祉活動計画推進事業【総務課】

事業区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自主事業 <input type="checkbox"/> 補助事業 <input type="checkbox"/> 受託事業 <input type="checkbox"/> その他
	<input checked="" type="checkbox"/> 重点事業 <input type="checkbox"/> 新規事業 <input type="checkbox"/> 拡充事業 <input type="checkbox"/> 縮小・廃止事業
事業根拠	社会福祉法（第109条）
事業開始	平成13年
事業の目的等	計画の着実な進行によって、「誰もが安心して暮らしていける福祉のまち」の実現を目指します。
課題	計画策定後、目的・目標に向けた進捗管理になっておらず、地域の取り組み状況の把握にとどまっています。 地域に点在している活動の全体像が見えず、計画実施の成果が見えにくい状況です。
R2年度目標	職員全員が計画と地域の取り組みの関係を意識し、目標達成を目指してPDCAサイクルに基づいた進捗管理を行います。

<具体的取組>

- ・年度の目標を設定し、具体的な進捗管理を行います。
- ・最終年度に地域福祉活動の全体図が描けるように、情報の収集と分析を継続的に行います。
- ・地域福祉活動計画推進委員会を5月に開催し、地域の取組状況と計画について報告をし、委員の意見を踏まえて見直しを行います。

		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
地域福祉活動計画推進委員会 スケジュール	開催	2月	6月	5月	5月	5月、他	5月、他
	内容	進捗報告	進捗報告	目標及び進捗報告	目標及び進捗報告	目標及び進捗報告 作業部会開催	改定計画の検討と策定

*現在の地域福祉活動計画は2018年を初年度とする6か年計画です。

3 区民ミーティング推進事業【総務課】

事業区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自主事業 <input type="checkbox"/> 補助事業 <input type="checkbox"/> 受託事業 <input type="checkbox"/> その他
	<input checked="" type="checkbox"/> 重点事業 <input type="checkbox"/> 新規事業 <input type="checkbox"/> 拡充事業 <input type="checkbox"/> 縮小・廃止事業
事業根拠	
事業開始	平成23年
事業の目的等	区民が主体的に関わって課題を共有し、地域で解決するための取り組みを検討することで、区民一人ひとりや団体の繋がりを広げていきます。
課題	区民ミーティング開催8圏域ごとの取り組みに留まっており、区内全体での共有が求められています。 区民主体の開催や地域活動につながる地域もありますが、新しい参加者を増やすことが難しく、地域全体の課題把握には至っていません。
R2年度目標	区民ミーティングを通じて把握した地域の課題や取り組みの成果など、8圏域全体で共有する仕組みを作ります。

<具体的取組>

- ・8圏域（地域包括支援センター圏域）ごとに、年間4回の区民ミーティングを開催します。
- ・圏域間の連携を重視して、区民ミーティングの在り方や区全体の情報共有について検討します。
- ・活動計画に基づいて、住民主体の取り組みができるように働きかけを行います。
- ・区内全体の取り組みや繋がりが見える資料の作成を行います。

4 敬老の日訪問事業【地域相談支援課】

事業区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自主事業 <input type="checkbox"/> 補助事業 <input type="checkbox"/> 受託事業 <input checked="" type="checkbox"/> その他（区との協定事業）
	<input type="checkbox"/> 重点事業 <input type="checkbox"/> 新規事業 <input type="checkbox"/> 拡充事業 <input checked="" type="checkbox"/> 縮小・廃止事業
事業根拠	豊島区敬老祝品贈呈事業にかかる事業協力に関する協定
事業開始	平成22年
事業の目的等	町会長や民生委員と共に100歳以上の高齢者を訪問し長寿のお祝いをします。高齢者の生活状況の確認をし、必要に応じて支援につながります。
課題	高齢者施策や介護保険制度で高齢者の状況把握や支援は充足しており、敬老訪問による支援の必要性は低くなっています。
R2年度目標	訪問を通じて民生委員や町会との連携を強化し、あわせて社協の周知を行います。

<具体的取組>

- ・町会長や民生委員と共に訪問し、豊島区の商品券と祝状を、新100歳には記念品も添えて贈呈します。
- ・訪問を通じて生活状況を伺い、困りごと等あれば必要な支援に繋げ、あわせて社協の事業を紹介します。

5 広報事業【総務課】

事業区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自主事業 <input type="checkbox"/> 補助事業 <input type="checkbox"/> 受託事業 <input type="checkbox"/> その他
	<input type="checkbox"/> 重点事業 <input type="checkbox"/> 新規事業 <input type="checkbox"/> 拡充事業 <input type="checkbox"/> 縮小・廃止事業
事業根拠	豊島区民社会福祉協議会広報委員会規程
事業開始	
事業の目的等	広報誌やホームページ等を通じて、社協の取り組みや地域の活動についての情報を発信し、住民や関係団体等の地域福祉に関する理解を深めます。社協の事業に理解をいただくことで、会員加入者の増加を目指すとともに、地域福祉活動の増進を促します。
課題	掲載記事がマンネリ化しており、社協の取り組みの発信が十分にできていません。SNSなどを活用した情報発信の検討が求められています。
R2年度目標	より多くの区民に社協の魅力と取り組みを伝えられるようにします。

<具体的取組>

- ・広報委員の活動を機関紙「豊島福祉」の編集にとどめず、広報全般の検討ができるように見直します。
- ・多くの区民が、社協の活動や地域福祉に興味関心を持てるように、発信媒体の工夫をし、具体的な取り組みとその成果を紹介します。
- ・広報誌の表紙に様々な福祉活動の紹介を掲載し、地域福祉のPRになるよう検討します。

事業名	内容	実施時期
トモニーつうしん（社会福祉協議会だより）の発行	区民一般を対象に年3回発行 各80,000部 社協の活動、イベント情報、地域の活動団体やグループ等を新聞折込により、区内各戸に配布	年3回 6、9、3月
機関紙「豊島福祉」の発行	会員向けに年4回発行 各6,000部 民生委員による訪問や郵送により配布	年4回 4、7、11、2月
社協ハンドブックの発行	会員向けに配布	5月
ホームページの運営	法人運営の報告、社協の事業や活動、イベント情報等を逐次更新により掲載	通年
広報映像の活用等	広報映像作品「このまちでみんなと生きてゆく ～豊島区民社協の春夏秋冬～」を活用したPR 広報印刷物のデータ化の推進 豊島区民社協イメージキャラクター「ふくじい」 LINEスタンプの販売 SNS活用を検討	通年
広報委員会の運営	機関紙「豊島福祉」の編集・発行を協議 社協の広報全般を協議	年4～5回 4、7、11、2月他

		2018年度	2019年度	2020年度
トモニー通信発行数 (部)	計画	340,000	240,000	240,000
	実績	340,000		
豊島福祉発行数 (部)	計画	28,000	28,000	24,000
	実績	28,000		
ホームページアクセス件数 (件)	計画	35,000	40,000	40,000
	実績	33,067		

6 表彰事業【総務課】

事業区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自主事業 <input type="checkbox"/> 補助事業 <input type="checkbox"/> 受託事業 <input type="checkbox"/> その他
	<input type="checkbox"/> 重点事業 <input type="checkbox"/> 新規事業 <input type="checkbox"/> 拡充事業 <input type="checkbox"/> 縮小・廃止事業
事業根拠	豊島区民社会福祉協議会感謝状贈呈規程
事業開始	
事業の目的等	社協事業及び区内の地域福祉の向上に功績のあった方に対し感謝状を贈呈し、感謝の意を表します。
課題	前年の活動に対する感謝状贈呈を行う時期について検討が必要です。
R2年度目標	多くの功労者の方が出席いただけるよう感謝状贈呈式の時期や会場を見直します。

<具体的取組>

- ・当法人の理事・監事・評議員、町会長・自治会長、民生委員・児童委員を退任された方、年間で10万円を超える金品の寄附者、在宅サービス協力員等の社協事業に貢献された方々に対し、感謝状及び記念品を贈呈し表彰します。

7 実習生受入事業【総務課】

事業区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自主事業 <input type="checkbox"/> 補助事業 <input type="checkbox"/> 受託事業 <input type="checkbox"/> その他
	<input type="checkbox"/> 重点事業 <input type="checkbox"/> 新規事業 <input type="checkbox"/> 拡充事業 <input type="checkbox"/> 縮小・廃止事業
事業根拠	豊島区民社会福祉協議会福祉援助技術現場実習生受入れに関する要領
事業開始	平成 24 年
事業の目的等	社会福祉従事者の育成を行うとともに、実習生を教えることを通じて、職員が新たな視点に気づき事業を見直す機会を得て、職員のスキルアップを目指します。
課 題	実習指導担当者が限られており、担当者の負担が大きくなっています。
R2 年度目標	法人全体で計画的に実習指導者養成講座の受講対象者を決め、職員を育成します。実習指導者用マニュアル等の整備により、事業の標準化と事務の効率化を図ります。

<具体的取組>

- ・年間 8 名の実習生を受け入れ、社会福祉士を目指す学生の育成を行います。
- ・受入時期は 7 月から 11 月の期間で、1 回 23 日～24 日間の日数で実施し、実習費用は 1 人 1 日 2,000 円程度を受け取ります。
- ・計画的に実習指導者養成講座を職員に受講させ、指導者の育成を図ると共に、実習指導者用マニュアル作成等を行います。

		年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度
実習生受入数 (人)	計画		8	8	8
	実績		7		
実習指導者数 (人)	計画		9	9	9
	実績		9		

*現在の実習指導者には管理職も含まれており、来年度以降は管理職を除く指導者で 9 人を目標とします。

8 職員研修事業【総務課】

事業区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自主事業 <input type="checkbox"/> 補助事業 <input type="checkbox"/> 受託事業 <input type="checkbox"/> その他
	<input checked="" type="checkbox"/> 重点事業 <input type="checkbox"/> 新規事業 <input type="checkbox"/> 拡充事業 <input type="checkbox"/> 縮小・廃止事業
事業根拠	豊島区民社会福祉協議会職員研修実施要綱 豊島区民社会福祉協議会職員視察研修要綱 豊島区民社会福祉協議会職員の区・団体等派遣研修実施要綱
事業開始	
事業の目的等	職員の職層における役割や専門職としての知識や技能の向上を図ります。 新入職員の育成を通じて、中堅職員の指導力の向上を図ります。
課 題	各課で専門研修を実施していますが、計画的な人材育成が不十分です。 実務を通じた新人育成が求められています。
R2 年度目標	フレッシュートレーナー制度を見直し、職場内での OJT が効果的に実施できるような体制を構築します。 研修計画を法人全体で検討し、計画に基づいて職層研修・専門研修を実施する体制を整備します。

<具体的取組>

- ・フレッシュートレーナーを係内で完結できるようにマニュアルの改訂を行います。
- ・目標制度と連動した研修を実施することで、効果的な人材育成に取り組みます。
- ・職層別の研修計画を年度当初に作成し、計画的な職員育成に取り組みます。
- ・全職員を対象とした、法人内の研修により、法人の目標や事業の方向性を一致させ、効率的な業務遂行ができるように取り組みます。
- ・先駆的な取組をしている法人の視察研修の実施を検討します。

項目		実施時期・内容等	講師
職層別	主事研修	採用時、3年目、7年目に実施	内部・外部講師
	主任、チーフ研修	主任昇任時、チーフ昇任時に実施	内部・外部講師
	管理職研修	昇任時に実施	外部講師
法人内研修		法人内の業務やサービス、ハラスメント・個人情報等に係る研修	内部・外部講師
専門研修		社会福祉士、看護師・保健師、主任介護支援専門員、会計、人事労務、相談援助、その他	外部講師
資格取得の奨励		社会福祉士、精神保健福祉士、主任介護支援専門員、実習指導者等	外部講師
視察研修		先進事例の実践法人等の視察	外部法人

		2018年度	2019年度	2020年度
職層研修受講者数(人)	計画	20	15	20
	実績	9		
専門研修受講者数(人)	計画	5	5	5
	実績	4		
視察研修の実施(人)	計画	6	6	6
	実績	6		

9 職員福利厚生事業【総務課】

事業区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自主事業 <input type="checkbox"/> 補助事業 <input type="checkbox"/> 受託事業 <input type="checkbox"/> その他
	<input type="checkbox"/> 重点事業 <input type="checkbox"/> 新規事業 <input type="checkbox"/> 拡充事業 <input type="checkbox"/> 縮小・廃止事業
事業根拠	労働安全衛生法（第66条） 豊島区民社会福祉協議会衛生委員会運営規程
事業開始	
事業の目的等	職場環境及び職員の健康を増進し安全を守ります。
課題	衛生委員が固定化しており、職員が産業医と直接話をする機会が限られています。
R2年度目標	衛生委員会や健康診断を通じて、職員の健康増進を図り、労働環境の改善に取り組みます。 衛生委員会に多くの職員が参加できるように委員の構成見直しを検討します。

<具体的取組>

- ・フレンドリーげんき（東京広域勤労者サービスセンター）を活用し、職員の福利厚生を推進します。
- ・職員健康診断及びストレスチェックを全職員対象に実施します。
- ・毎月、衛生委員会を開催し、職員の健康や労働環境の改善に取り組みます。

10 寄附金の活用【総務課】

事業区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自主事業	<input type="checkbox"/> 補助事業	<input type="checkbox"/> 受託事業	<input type="checkbox"/> その他
	<input type="checkbox"/> 重点事業	<input type="checkbox"/> 新規事業	<input type="checkbox"/> 拡充事業	<input type="checkbox"/> 縮小・廃止事業
事業根拠				
事業開始				
事業の目的等	地域住民や企業等からの寄附金及び寄附物品を、寄附者の意向を尊重して地域福祉の増進のために効果的に活用します。			
課題	寄附実績が減少傾向にあり、税額控除対象法人の申請ができていません。			
R2 年度目標	寄附文化の醸成に係る取り組みを実施し、寄附件数の増を目指します。 社協会員制度の見直しを行い、賛助会員による会費を寄附金として計上し、税額控除対象法人の申請を目指します。			

<具体的取組>

- ・広報誌やホームページを活用し、寄附金が公正かつ有効に活用されていることを周知し、寄附者の増加につながるよう取り組みます。
- ・会員制度の見直しにより、協賛会員の会費を寄附金として扱えるようにし、税額控除対象法人の申請に向けて3,000円以上の寄附者の増強（5年平均で100件以上）を目指します。

		2018年度	2019年度	2020年度
寄附金収入金額 (千円)	計画	8,000	8,000	8,000
	実績	7,333		

《3,000円以上の寄附件数》

	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	5か年平均
目標						100	200	
件数	104	94	68	71	73			82

*税額控除対象法人の申請の基準：3000円以上の寄附件数の5か年平均が100件以上

11 会員事業【総務課】

事業区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自主事業	<input type="checkbox"/> 補助事業	<input type="checkbox"/> 受託事業	<input type="checkbox"/> その他
	<input type="checkbox"/> 重点事業	<input type="checkbox"/> 新規事業	<input type="checkbox"/> 拡充事業	<input type="checkbox"/> 縮小・廃止事業
事業根拠	社会福祉法人豊島区民社会福祉協議会会員規程			
事業開始				
事業の目的等	地域福祉に理解、関心のある区民や関係機関を増やすことで、地域福祉の推進に取り組めます。 会員を増やすことで、自主財源である会費収入の増強を図り、地域福祉活動の充実を目指します。			

課 題	社協会員になる意義の周知が十分ではなく、社協会員が減少傾向にあります。 口座振込の手数料の値上げにより、会費収入も減収傾向にあります。
R2 年度目標	各職員が事業等を通じて会員加入を働きかけることで、会員数の増を目指します。 チラシやホームページでPRをすると共に、地域福祉に関心をもつ方に対して勧誘を行うことで、会員を増やします。

<具体的取組>

- ・より多くの区民に知っていただくために、会員募集チラシを町会掲示板等により周知を図ります。
- ・会員規程の種別（個人・企業・福祉施設・法人・賛助）と会費を見直すことで、より加入しやすくし、会員の増強を目指します。
- ・会員会費を地域福祉活動の財源として有効に活用し、その取り組みや成果を会報誌やホームページ等により会員や地域に発信することで、さらなる会員の増強や地域福祉の増進に努めます。

事業名	内 容	実施時期
会員特典サービス事業	◇長期継続会員謝恩プレゼント 長期間加入（5年以上）会員への記念品等の贈呈	12月
	◇会報「豊島福祉」の発行	年4回
ハンドブックの発行	豊島区民社協の事業や区内の福祉サービス等の情報を掲載した「豊島区民社協ハンドブック（2020年版）」を配布	5月
会員募集チラシの作成	社協会員を募集するチラシを作成し、町会掲示板の掲示や地域イベント等で配布	12月

		年度		
		2018年度	2019年度	2020年度
会員数 (件)	計画	5,000	5,000	5,500
	実績	4,434		
会費収入 (千円)	計画	10,000	10,000	8,000
	実績	6,737		

Ⅱ 地域福祉事業

1 緊急支援事業【総務課】

事業区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自主事業 <input type="checkbox"/> 補助事業 <input type="checkbox"/> 受託事業 <input checked="" type="checkbox"/> その他（区との協定事業）
	<input type="checkbox"/> 重点事業 <input type="checkbox"/> 新規事業 <input type="checkbox"/> 拡充事業 <input checked="" type="checkbox"/> 縮小・廃止事業
事業根拠	緊急支援事業（路上生活者等に対する緊急援護金等支給）事務に関する協定書
事業開始	平成 19 年
事業の目的等	一時的に生活困窮に陥った者に対し、緊急一時保護に必要な交通費や生活費等を貸し付けることで、生活保護等制度活用までの生活の安全を図ります。
課題	相談は増加傾向にあり、貸し付け後の返済が得られないケースもあります。 自立支援の対象者で貸し付けの必要なケースも多く、柔軟な運用が望まれます。 十分な財源確保は難しく対象の選別や貸付額等の検討が急務です。
R2 年度目標	生活福祉課と協議をし、貸付における課題整理を行い、限られた財源での効果的な支援の実施ができるように検討します。

< 具体的取組 >

- ・区との協定の基づき、社協が資金を提供し、生活福祉課が支援を実施します。
- ・支給対象者は、生活保護申請中で受給までの生活費が不足する者や更生施設等に入所予定の路上生活者等で、制度利用までの生活費を貸し付けることで、自立生活が営めるように支援をします。
- ・自立支援の対象者の貸し付けについて、状況に応じて区と協議のうえ対応を検討していきます。
- ・限られた予算の範囲で運用が続けられるように、支給及び返済状況を社協と生活福祉課の双方で確認し、支給額等の見直しを早めに行います。

	2018 年度	2019 年度	2020 年度
予算額（円）	700,000	700,000	630,000
実施件数（件）	224		

2 親子ふれあい助成事業【地域福祉推進課】

事業区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自主事業 <input type="checkbox"/> 補助事業 <input type="checkbox"/> 受託事業 <input type="checkbox"/> その他
	<input type="checkbox"/> 重点事業 <input type="checkbox"/> 新規事業 <input type="checkbox"/> 拡充事業 <input checked="" type="checkbox"/> 縮小・廃止事業
事業根拠	豊島区民社会福祉協議会親子ふれあい助成事業実施要綱
事業開始	平成 18 年 8 月 1 日
事業の目的等	障がい児とその保護者、または介護者及び多子家庭やひとり親家庭の児童に対し、施設利用料等の一部を助成することにより、社会参加を促し、多くの人との交流、自然とのふれあい体験などの機会へつなげることを目的としています。
課題	多子家庭の申請は年々増加しており、一方で障がい児とその保護者、または介護者の申請実績が横ばい状態となっています。 自主事業を進める上での財源となっている寄附金や社協会費等の総額は減少傾向にあります。
R2 年度目標	社会的包摂の考え方に立って、障がい児とその保護者、または介護者の申請促進を進めます。 ひとり親家庭への社会参加を促し、多様な人との交流や親と子のふれあいを推進します。

<具体的取組>

- ・障がい児とその保護者、または介護者については助成額を増額、年度内2回まで申請可能とします。
- ・助成申請の受理は年度予算の範囲内までとします。
- ・多子家庭については令和2年度より助成対象外とさせていただきます。
- ・ひとり親家庭への支援として司厨士協会における社会貢献活動を活用し、夏休みに親子で楽しむ機会をつくります。

<助成額>

No.	対象	助成額	申請回数
1	障がい児 介助者 (障がい児1人につき1人まで)	1人1,500円 ⇒ 2,500円 1人1,500円 ⇒ 2,500円	年度内1回 ⇒ 2回
2	ひとり親家庭	子ども1人 3,000円	年度内1回

		2018年度	2019年度	2020年度
助成件数(件)	計画	60	65	70
	実績	100		
助成額(円)	計画	504,000	605,000	410,000
	実績	503,432		

3 リボンサービス事業【地域福祉推進課】

事業区分	<input type="checkbox"/> 自主事業 <input checked="" type="checkbox"/> 補助事業(区) <input type="checkbox"/> 受託事業 <input type="checkbox"/> その他
	<input type="checkbox"/> 重点事業 <input type="checkbox"/> 新規事業 <input type="checkbox"/> 拡充事業 <input type="checkbox"/> 縮小・廃止事業
事業根拠	豊島区民社会福祉協議会在宅福祉サービス規程
事業開始	平成3年10月1日
事業の目的等	住み慣れたまちで安心して暮らせるよう、地域の方々の参加と協力による、住民相互の助け合いの仕組みです。日常生活において援助を必要とする方に対し、家事援助を中心に支えることを目的としています。
課題	担い手不足の問題が顕在化しています。 ニーズと担い手とのマッチングが難しいケースが増えており、職員のコーディネート力の向上が求められます。 今の時代に即した事業の仕組みへ変えていく必要があります。
R2年度目標	会員制度の見直しを行います。 コーディネート力の向上を意識した事業運営を行います。 リボンサービスの活動内容について見直し、新たな会員を拡充します。

<具体的取組>

- ・情報管理システムの会員活動状況や相談履歴などを活用することで、ニーズと担い手の調整が円滑に行えるように取り組みます。
- ・協力会員・利用会員という区分を廃止し、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えた会員同士の互いの支えあいの仕組みであることを明確にしていきます。
- ・社協の他部門と連携し、ソーシャルサポートネットワークの構築を意識し、断らない相談支援体制づくりを推進します。
- ・会員同士のネットワークづくりを推進し、助け合いながら暮らしていくことのできる地域づくりを推進します。

- ・新たなサービスモデル（孤食防止を目的とした食事提供、入浴時の見守り、新たな層・団体への会員登録へ向けたアプローチなど）を試みとして実践しメニュー化していきます。
- ・利用料・謝礼の額については継続的に検討していきます。

		2018年度	2019年度	2020年度
利用会員（人）	計画	700	710	550
	実績	546		
協力会員（人）	計画	250	250	250
	実績	228		
サービス提供延件数 （件）	計画	12,000	12,300	12,300
	実績	9,644		
サービス提供延時間 （時間）	計画	15,840	16,080	16,080
	実績	12,561		

4 ハンディキャブ・リフト付乗用自動車運行事業【地域福祉推進課】

事業区分	<input type="checkbox"/> 自主事業 <input checked="" type="checkbox"/> 補助事業（区） <input checked="" type="checkbox"/> 受託事業（区） <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 重点事業 <input type="checkbox"/> 新規事業 <input type="checkbox"/> 拡充事業 <input type="checkbox"/> 縮小・廃止事業
事業根拠	豊島区民社会福祉協議会ハンディキャブ運行事業規程 豊島区民社会福祉協議会ハンディキャブ連絡調整員設置要綱 リフト付乗用車運行委託契約書
事業開始	平成5年10月1日
事業の目的等	障がい、高齢、疾病等で公共交通機関を利用するの外出が困難な方を対象に、地域の協力会員の協力を得てリフト付き乗用自動車の運行を行う会員制の福祉有償運送サービスです。対象者の社会参加の機会を後押しし、あわせて車両の貸し出しも行っていきます。
課題	利用会員・協力員の拡充を進めていく必要があります。
R2年度目標	事業PRを推進し、利用会員・協力員の拡充に努めます。 安心・安全で利用者に優しい運転で事業を推進します。 車輛の保守・管理等について体制を整備します。

<具体的取組>

- ・ホームページ、チラシ配布等以外にもPRする機会を増やします。
- ・利用会員・協力員に対し、事業に対する意向調査を行います。

		2018年度	2019年度	2020年度
利用会員数（人）	計画	170	175	120
	実績	153		
協力会員数（人）	計画	30	30	26
	実績	24		
運行件数（件）	計画	3,050	3,050	3,300
	実績	2,496		

5 困りごとと援助サービス事業【地域福祉推進課】

事業区分	<input type="checkbox"/> 自主事業 <input checked="" type="checkbox"/> 補助事業（区） <input type="checkbox"/> 受託事業 <input type="checkbox"/> その他
	<input type="checkbox"/> 重点事業 <input type="checkbox"/> 新規事業 <input type="checkbox"/> 拡充事業 <input type="checkbox"/> 縮小・廃止事業
事業根拠	豊島区民社会福祉協議会困りごとと援助サービス事業実施要綱
事業開始	平成19年5月1日
事業の目的等	一人暮らしの方や高齢者世帯、障がい者のみの世帯、高齢者と障がい者のみの世帯の方等を対象に、日常生活における軽微な困りごとについて、地域の協力員が訪問し、困りごとに対処する事業。ちょっとしたことを近隣で解決していきることができるような地域づくりを目指しています。
課題	事業の周知を積極的に行う必要があります。 現在のニーズに対応できるように事業の対象者について検討する必要があります。
R2年度目標	協力員の拡充と利用促進を目指します。 事業の対象者について拡大し、利用を促進します。

<具体的取組>

- ・困りごとと援助サービス事業の対象者をひとり親家庭や、妊産婦へ拡大し、ちょっとした困りごとへ柔軟に対応できるようにします。
- ・企業会員の活用・開拓を行い協力員の拡充を図ります。
- ・広報PRの機会を増やしていきます。

		2018年度	2019年度	2020年度
サービス利用 延人数（人）	計画	200	220	220
	実績	143		
サービス利用 延時間数（時間）	計画	150	165	165
	実績	96.5		
協力員 登録者数（人）	計画	50	50	55
	実績	59		

6 ふくし健康まつり事業【地域福祉推進課】

事業区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自主事業 <input type="checkbox"/> 補助事業 <input type="checkbox"/> 受託事業 <input checked="" type="checkbox"/> その他（区と共同主催）
	<input type="checkbox"/> 重点事業 <input type="checkbox"/> 新規事業 <input type="checkbox"/> 拡充事業 <input type="checkbox"/> 縮小・廃止事業
事業根拠	
事業開始	平成元年
事業の目的等	区民の福祉の向上や健康増進に関する意識の啓発を図ることを目的に開催します。
課題	特定の団体、機関だけでの開催のため、拡がりがないような状況にあります。
R2年度目標	多様な主体が参加し協働できるイベントづくりを目指します。

<具体的取組>

【多様な主体との連携】商店会や近隣の事業所などとの連携を図り、地域全体で作り上げるイベントへ向けて組織化・ネットワーク化を推進します。

		2018年度	2019年度	2020年度
参加者数 (人)	計画	5,000	10,000	10,000
	実績	4,021		
実施日		12/1・12/2	1/26	
会場		としまセンタースクエア 区役所5階等	区民センター 中池袋公園	

7 コミュニティソーシャルワーク事業【地域相談支援課】

事業区分	<input type="checkbox"/> 自主事業 <input type="checkbox"/> 補助事業 <input checked="" type="checkbox"/> 受託事業(区) <input type="checkbox"/> その他
	<input type="checkbox"/> 重点事業 <input type="checkbox"/> 新規事業 <input type="checkbox"/> 拡充事業 <input type="checkbox"/> 縮小・廃止事業
事業根拠	豊島区コミュニティソーシャルワーク事業実施要綱(区)
事業開始	平成21年4月1日
事業の目的等	社会的孤立や制度の狭間で支援を受けることができない住民など、潜在化している地域生活課題に対する積極的なアウトリーチや断らない相談支援、地域社会への参加支援などを実践することにより、地域共生社会の実現を目指します。また、地域住民や町会・自治会、民生児童委員、青少年育成委員、関係機関や団体等と協力し、地域における新たな支えあいのしくみづくりを推進するとともに、地域力の向上を目指します。
課題	個別相談支援を通して、区全域や小地域で共通する地域生活課題(ひきこもり状態にある人等の居場所づくり、生活困窮者への食糧支援、外国にルーツをもつ住民への生活支援など)は把握できているものの、まだ十分に地域での取り組みにつなげられていません。 地域住民が地域の課題を我が事として考え、地域活動などに参加するきっかけをつくるために、これまで地域住民とともに取り組んできたコミュニティソーシャルワーカー(CSW)の実践を、事例などを交えて分かりやすく伝える必要があります。
R2年度目標	いわゆる8050世帯やひきこもり、ダブルケアなど、制度の狭間にあるケースなどへの相談支援を通じて、住民や地域団体、関係機関と連携した支援を実施し、それらから見えてくる共通の課題への対応を検討して、地域で実践を展開していきます。福祉や地域に対する住民の意識を高め、CSW活動への理解を促進するために、これまでの実践を各圏域にてまとめ、小地域で実践報告会などを実施します。

<具体的取組>

① 個別相談支援

- 一人ひとりの気持ちや生活に寄り添いながら、制度の狭間で支援を受けることができない住民や困難ケース等にも積極的に関わり、状況に応じて地域住民や関係機関等と連携して支援を行います。
- 「福祉なんでも相談窓口」設置法人との連携を図り、潜在的なニーズの掘り起こしや、それらのニーズに対する対応策を検討します。

② 地域支援活動(学びあい・支えあいの活動)

- 地域の実情により、地域住民や町会・自治会、民生委員・児童委員、青少年育成委員、関係機関や団体等と協同して、「学びあい・支えあい」の地域支援活動に取り組みます。

- ・地域福祉サポーターの養成などを通じて、多様化する地域生活課題を理解して、地域づくりを応援する住民を増やします。

③ 地域の実態把握及び情報の発信

- ・公的機関・施設、地域活動・ボランティア団体、NPO 法人など、区民の生活支援や問題解決につながる社会資源を整理し、聞き取り調査などを行って、その情報を区民や関係機関に発信します。
- ・コミュニティソーシャルワーカーが携わったケースの解決までの過程や結果などを地域にフィードバックし、地域の課題として認識、共有できるように取り組みます。

④ 人材育成体制の見直しや研修の充実

- ・人材育成体制の見直しや、高齢、精神保健、児童、ひきこもり、ファンドレイジング（資金調達）、ファシリテーションなど、多分野に渡る研修を受講することにより、各職員のスキルアップを図ります。

		2018 年度	2019 年度	2020 年度
CSW配置状況 (人) ※1	計画	18	18	18
	実績	18		
個別相談延件数 (件)	計画	7,800	8,300	8,500
	実績	7,515		
CSW 活動紹介冊子発行部数 (部) ※2	計画	1,500	1,500	0
	実績	1,500		
地域福祉サポーター登録者数 (人)	計画	500	500	500
	実績	296		
福祉なんでも相談窓口 地区連絡会 (回)	計画	16	16	16
	実績	16		

※1 2017 年度までは 16 名配置（8 圏域に各 2 名）、2018 年度より 18 名配置（8 圏域に各 2～3 名）

※2 2019 年度より、CSW 活動紹介冊子は 2 年に 1 回発行予定

8 生活困窮者自立相談支援事業【地域相談支援課】

事業区分	<input type="checkbox"/> 自主事業 <input type="checkbox"/> 補助事業 <input checked="" type="checkbox"/> 受託事業（区） <input type="checkbox"/> その他
	<input type="checkbox"/> 重点事業 <input type="checkbox"/> 新規事業 <input type="checkbox"/> 拡充事業 <input type="checkbox"/> 縮小・廃止事業
事業根拠	生活困窮者自立支援法（第 4 条）
事業開始	平成 27 年 4 月 1 日（モデル事業：平成 26 年度実施）
事業の目的等	生活に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方を対象に、尊厳の保持を図りつつ、就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況などに応じて相談支援等を実施するとともに、住居の確保、家計再建、貧困の連鎖を防ぐために子どもに係る支援をあわせて実施することで、生活困窮者の自立促進を図ることを目的とします。
課題	ひとりひとりの状況に応じた支援を行っていますが、新規相談数も多く、また問題が複合的なケースも多いため、支援が長期化するケースも増加しています。

	<p>緊急度が高い状況で相談に来られる方も多いが、金銭の給付が住居確保給付金のみであるため、対応に苦慮することもあり。</p> <p>食糧支援の利用件数は増加しており、豊島区内での食糧支援の仕組みづくりが必要です。</p> <p>一時的な小口貸付や住まいの提供が必要である相談も多くあります。</p> <p>一方で、「生活困窮」というと経済的な困窮のみがイメージされがちですが、制度の理念上は地域社会から孤立をしているなど、生きづらさを抱えた方への支援も対象となっています。困窮＝自己責任ではないということを地域に働きかけていくことが必要です。</p>
R2 年度目標	<p>緊急支援（食糧支援等）を実施します。</p> <p>就労支援担当者やCSWと連携して、就労体験等の場づくりをします。</p>

< 具体的取組 >

○ 自立相談支援事業（必須事業）

- ・ 相談受付、課題の整理、関係機関等へのつなぎ等の相談援助業務
- ・ 訪問・同行支援
- ・ 相談者の課題に応じた支援計画の作成、寄り添い支援の実施
- ・ 自立支援センターへの移送業務等
- ・ 支援調整会議開催
- ・ 関係機関、地域団体等との連携、地域ニーズの把握

○ 住居確保給付金（必須事業）

- ・ 「住居確保給付金」（住居を喪失した、またはそのおそれのある生活困窮者に対する家賃相当額を支給）の相談・受付等

○ 家計改善支援事業（任意事業）

- ・ 収支状況の把握・債務整理等に関する助言、専門相談へのつなぎ等

○ 子どもの学習支援事業（任意事業）

- ・ 生活困窮世帯の子どもと保護者に対する生活支援、関係機関や学習支援活動へのつなぎ等
- ・ 学習支援活動等、地域の子どもの支援機関の連携体制構築等
- ・ 「としま子ども学習支援ネットワーク（とこネット）」の運営

		2018 年度	2019 年度	2020 年度
新規相談受付数（人）	計画	1,260	1,320	1,320
	実績	1,233		
支援計画作成件（件）	計画	540	540	540
	実績	438		

9 生活支援コーディネート事業【地域相談支援課】

事業区分	<input type="checkbox"/> 自主事業 <input type="checkbox"/> 補助事業 <input checked="" type="checkbox"/> 受託事業（区） <input type="checkbox"/> その他
	<input type="checkbox"/> 重点事業 <input type="checkbox"/> 新規事業 <input type="checkbox"/> 拡充事業 <input type="checkbox"/> 縮小・廃止事業
事業根拠	豊島区生活支援体制整備事業業務委託契約
事業開始	平成 27 年 4 月 1 日

事業の目的等	高齢者等がいつまでも地域で日常生活を安心して暮らせるよう、豊島区全域（第1層）を統括する生活支援コーディネーターを設置し、住民や民生委員、町会、地域の関係機関や団体、学校、企業、行政を交えた地域のつながりづくりを推進します。
課題	地域には生活課題を支える各種公的サービスとともに、心のこもった住民主体の多様な活動が住民の暮らしを支えています。孤立死を防ぎ地域で可能な限り元気に暮らしていけるよう、なお一層各地域の活動団体と一緒に繋がってつながりづくりを進めていくことと、地域課題の提起を行い新たな理解者を募っていく必要性があります。
R2 年度目標	地域資源データベースシステム（Ayamu）の運用で地域資源の有効活用をすすめます。 としまベンチプロジェクトの実施で1層と2層の活動を連動させるとともに、啓発活動を行い、ささえあい意識の醸成と多様な地域活動との連携をすすめます。

< 具体的取組 >

○第一層協議体の運営

地域のつながりづくりを推進するため、民生委員や基幹型地域包括支援センタースタッフ、区内の福祉専門学校教師、福祉関係団体のスタッフ等で構成する豊島区全域（第一層）の協議体（会議体）を開催するとともに、各地域のCSW等と連携を図りながら地域の生活課題の調査、分析、新たな社会資源の開発等の協議を行います。

○地域資源の情報収集・共有化

将来的に地域資源の可視化と有効活用をすすめます。地域資源データベースシステムの活用で、年2回の地域資源（Ayamu）プロジェクトチームを実施し安定的運用を行います。

○多様な会議体とネットワークを構築し地域課題の抽出を図る

地域ケア会議（地区懇談会）、区民ミーティング、高齢者福祉課の事業や小地域のネットワーク会議等に参加する中で地域の課題を把握するとともに、CSW、高齢者総合相談センター他関係機関、諸団体と連携し、地域の多様な主体のネットワークづくりをおこないます。

○「としまベンチプロジェクト」の始動から地域のつながりづくりを推進する

日常生活の動作が低下し外出の機会が少なくなりがちな高齢者や障がい者等の外出機会を促進するため、地域住民や地縁団体、関係機関、NPO 団体、企業、社会貢献団体等との協働によりベンチの設置をすすめます。その過程で関係者の顔と顔が見える関係、ささえあい意識の醸成など地域づくりをすすめるとともに、生活支援・介護予防や活躍の場などの基盤整備につなげます。

○情報発信

「つながる地域づくり通信」を発行することで、地域住民や団体への情報発信、活動啓発を行い地域の福祉醸成を進めていきます。

		2018 年度	2019 年度	2020 年度
協議体及び作業部会の開催 (第一層)	計画	15	10	4
	実績	10		
としまベンチプロジェクト開催 (作業部会は行わず新たに実施)	計画	—	—	12
	実績	—		
地域資源（Ayamu）PT・説明会	計画	—	—	2
	実績	2（運用説明会等）		
つながる地域づくり通信発行	計画	—	—	6
	実績	—		
第二層圏域等での会議体への参加	計画	16	16	16
	実績	22		

10 福祉包括化推進事業【地域相談支援課】

事業区分	<input type="checkbox"/> 自主事業 <input type="checkbox"/> 補助事業 <input checked="" type="checkbox"/> 受託事業（区） <input type="checkbox"/> その他
	<input type="checkbox"/> 重点事業 <input type="checkbox"/> 新規事業 <input type="checkbox"/> 拡充事業 <input type="checkbox"/> 縮小・廃止事業
事業根拠	社会福祉法（第106条）
事業開始	平成31年4月1日
事業の目的等	複合的かつ多様な地域生活課題を抱える人等を、分野横断で包括的に受け止め・支援する体制を構築するために、区と社協が協働して、区関係課長による福祉包括化推進会議、及び福祉包括化推進員（係長級）による福祉包括化推進員部会を開催します。
課題	福祉包括化推進員について、現在は区保健福祉部局のみの参画となっておりますが、複合的な課題を抱える人等に対応するために、他の領域（住宅や教育、多文化共生など）や、NPOや社会福祉法人などのインフォーマル資源との連携・協働が必要です。
R2年度目標	<ul style="list-style-type: none"> 分野横断で地域生活課題に対応していくためにも、福祉包括化推進員部会に保健福祉部局以外の機関やインフォーマル資源の参画を働きかけます。 具体的な地域生活課題の共有を通して、包括的な支援を実践します。また、既存の福祉サービス等では対応できない課題については、新たな社会資源や事業の創出なども視野に検討を行います。

<具体的取組>

- ・区に配置される福祉包括化推進員と連携して、複合的な課題を抱える人等を支援するための課題把握や、相談支援機関等との連絡調整・指導助言等を行います。
- ・福祉包括化推進会議及び福祉包括化推進員部会に参加し、個別・地域課題に対して、包括的な支援を実施する体制を構築します。
- ・分野やフォーマル、インフォーマルを問わず、地域の様々な団体や活動、ネットワーク会議等に参画し、地域生活課題の把握や分野横断のネットワークづくりを行います。

		2019年度	2020年度
福祉包括化推進会議への参加	計画	2	2
	実績		
福祉包括化推進員部会への参加	計画	4	6
	実績		

11 東日本大震災被災者支援事業【総務課】

事業区分	<input type="checkbox"/> 自主事業 <input checked="" type="checkbox"/> 補助事業（都） <input type="checkbox"/> 受託事業 <input type="checkbox"/> その他
	<input type="checkbox"/> 重点事業 <input type="checkbox"/> 新規事業 <input type="checkbox"/> 拡充事業 <input checked="" type="checkbox"/> 縮小・廃止事業
事業根拠	避難者の孤立化防止事業補助金交付要綱
事業開始	平成23年
事業の目的等	東日本大震災避難者の孤立を防止します。
課題	避難者の生活も安定してきており区外への転出も増えています。新しい地域で生活を続けるため、地域とのつながりを考える必要がでてきています。

	国の復興支援が終了後、補助金が終了することを見込んで、今後の支援について検討する必要があります。
R2 年度目標	避難者の生活状況やニーズ、地域との関り等を確認し、今後の支援を検討します。

< 具体的取組 >

- ・ 巣鴨サロンを週 2 回開催し、避難者同士で集う場をもち、孤立を防止します。同時に、サロンに求められるニーズを確認し、今後のサロン運営について検討します。
- ・ サロン通信「笑顔」を発行します。

事業名	内容	実施回数等
巣鴨サロン開館	避難者同士が集う場として、また、被災者と地域住民が交流する場としてサロンを開催。	週 2 回 (火・木) 13 時～17 時
サロン通信発行	サロンでの活動や避難者向けの情報等を掲載し、サロンに来られない避難者や関係機関に送付。	年 3 回

1 2 高齢者元気あとおし事業【地域福祉推進課】

事業区分	<input type="checkbox"/> 自主事業 <input type="checkbox"/> 補助事業 <input checked="" type="checkbox"/> 受託事業 (区) <input type="checkbox"/> その他
	<input type="checkbox"/> 重点事業 <input type="checkbox"/> 新規事業 <input type="checkbox"/> 拡充事業 <input type="checkbox"/> 縮小・廃止事業
事業根拠	豊島区元気あとおし事業実施要綱 (区)
事業開始	平成 20 年 7 月 1 日
事業の目的等	高齢者自身が介護保険施設等の活動を通じて社会参加・地域貢献を進め、あわせて高齢者の介護予防・健康増進を図るとともに、元気な高齢者を増やし、地域ケアの担い手の確保、活力ある地域づくりを目指します。
課 題	参加者は微増傾向にあるが、小地域における会員同士、会員と関係機関などとの間の顔の見える関係づくりをあとおしすることで、活力ある地域づくりを推進する必要があります。
R2 年度目標	関係機関や地域団体と連携し、元気あとおし事業の会員を活かした地域づくりを推進します。

< 具体的取組 >

- ・ 事業の周知と参加者の拡充：区の事業とのコラボレーションの場で事業の説明会等を実施することで参加者の拡充を図ります。
- ・ 500 名の参加者の活かし方の提案：元気あとおし事業の会員 500 名、更新作業の際には延べ 300 名の方が集まる機会があります。この機会を積極的に活用する企画を提案していきます。
- ・ 活動に対するインセンティブ：活動に応じ手帳にスタンプを押してもらえます。このスタンプ 10 個につき 1,000 円、最高 5,000 円 (現金) を得ることができます。(9 月末締め切り、10 月の更新時に換金)

		2018 年度	2019 年度	2020 年度
登録者数 (人)	計画	480	490	500
	実績	493		

1.3 受験生チャレンジ支援事業【総務課】

事業区分	<input type="checkbox"/> 自主事業 <input type="checkbox"/> 補助事業 <input checked="" type="checkbox"/> 受託事業（都社協） <input type="checkbox"/> その他
	<input type="checkbox"/> 重点事業 <input type="checkbox"/> 新規事業 <input type="checkbox"/> 拡充事業 <input type="checkbox"/> 縮小・廃止事業
事業根拠	受験生チャレンジ支援貸付事業申請手続き支援業務委託契約
事業開始	平成 23 年 4 月 1 日
事業の目的等	低所得世帯の子どもの受験にかかる費用を貸し付けることで、子どもの学習の機会を保障し、低所得低学力の負の連鎖を断ち切ることを目指します。
課題	対象世帯への周知が十分ではなく、相談につながらないケースも多くあります。要件等が複雑なため、1 件の相談に時間を要することが多く、複数の相談が入った場合にお待たせする時間が長くなっています。
R2 年度目標	対象となる若い世代の人が利用している SNS 等の情報ツールの活用を検討します。相談が集中する時期の相談体制を見直します。

<具体的取組>

- ・ひとり親世帯等一定所得以下の世帯に対して、子どもの受験にかかる学習塾の費用、高校や大学等の受験費用について貸付を行うことにより、子どもの学習の機会の保障と支援を行います。
- ・子ども若者課と連携して、学校や学習塾等に案内を送付するなど、対象となる子どものいる家庭に事業の周知を図ります。同時に、SNS などの活用を検討します。
- ・事前に電話で問い合わせがあった場合に、予約制ではないために待ち時間が長くなる可能性を伝え、書類の準備等の事前説明を行うことで、手続きがスムーズに進むように案内をします。
- ・担当職員以外でも書類の受け付けができるように、係内の応援体制を整えます。

		2018 年度	2019 年度	2020 年度
申請件数（件）	目標	160	160	160
	実績	146		
相談件数（件）	実績	958		
決定件数（件）	実績	146		

Ⅲ ボランティア活動推進事業

1 ボランティアセンター運営事業【地域福祉推進課】

事業区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自主事業 <input type="checkbox"/> 補助事業 <input type="checkbox"/> 受託事業 <input type="checkbox"/> その他
	<input checked="" type="checkbox"/> 重点事業 <input type="checkbox"/> 新規事業 <input type="checkbox"/> 拡充事業 <input type="checkbox"/> 縮小・廃止事業
事業根拠	豊島ボランティアセンター規程
事業開始	昭和 52 年 6 月 1 日
事業の目的等	ボランティアへの理解と参加促進を図る中核機関として、ボランティア・市民活動に関する情報の提供や相談対応、ボランティア保険の普及や加入促進、活動場所の提供、機材の貸し出し等を行います。
課題	ボランティア・市民活動に関する情報については、ボランティアセンター内で閲覧する方法と月 1 回の広報紙のみであり、情報発信の在り方が時代にあっておらず、ニーズに対応できていない状況にあります。
R2 年度目標	SNS を活用した情報発信を推進していきます。 ボランティア団体とのネットワークづくりを重視していきます。

<具体的取組>

- ・ Facebook ページを作成し情報を発信していきます。
- ・ ホームページから情報検索ができる仕組みを検討します。
- ・ ボランティア活動室の利用推進とボランティア団体とのネットワークの構築（Facebook ページの活用、活動内容の PR・活動団体との交流イベントづくりの協同）を目指します。

2 ボランティア活動推進 PR 事業【地域福祉推進課】

事業区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自主事業 <input type="checkbox"/> 補助事業 <input checked="" type="checkbox"/> 受託事業（区） <input type="checkbox"/> その他
	<input checked="" type="checkbox"/> 重点事業 <input type="checkbox"/> 新規事業 <input type="checkbox"/> 拡充事業 <input type="checkbox"/> 縮小・廃止事業
事業根拠	豊島ボランティアセンター規程 視覚障害者の情報・コミュニケーション支援事業委託契約
事業開始	昭和 52 年 6 月 1 日
事業の目的等	ボランティア活動の理解と参加促進を図るための中核として、ボランティア・市民活動を推進・支援します。
課題	災害ボランティアセンター運営に関する具体的な取り組みが進んでいない状況にあります。
R2 年度目標	災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営へ向けて検討を重点的にすすめます。 夏！ボランティアについては参加者の拡充と、受入先とのネットワークづくりを推進します。

<具体的取組>

○災害ボランティアセンター

令和 2 年度は災害ボランティアセンターの立ち上げに向けた関係機関との連携強化、組織内部体制の見直し、研修、図上訓練の実施を予定しています。

災害ボランティア養成研修の開催回数を増やし登録者を拡充します。(2019 年度 79 名 ➡ 2020 年度 100 名)

○視覚障害者情報・コミュニケーション支援事業 [区受託事業]

視覚障害者の災害時の対応については具体的な対策を持っていない現状を踏まえ、区の防災危機管理課などとも連携し具体的な対策について考える機会（交流会等）を継続的に持ちます。

○夏！体験ボランティア

区内校長会などで事業説明を行うことで学校への周知を図ります。

受け入れ機関の拡充とネットワークづくりを推進し、提供プログラムの充実を目指します。

事業名	内容	実施時期 回数
災害ボランティア支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアの育成に向け、養成講座（4回）、研修会・講演会（3回）、災害ボランティアセンター立ち上げ訓練（1回）を行います。 	年8～9回
夏！体験ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・夏の長期休みを利用し、色々な施設でのボランティア活動体験をします。 	7～8月 年1回
テーマ別講座	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉ボランティア入門講座 	年1回（3回連続）
出張講座	<ul style="list-style-type: none"> ・体験ボランティア、ボランティア入門講座を実施します。 ・学校が実施する福祉体験学習等への職員派遣や企業研修等の支援を行います。 	通年
としまボランティアセンターだより発行	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月4,000部発行（カラー版年4回、モノクロ版年8回、ダイジェスト版年12回程度） ・ボランティア情報、講座等の情報を掲載します。 ・公共施設、区内各所で配布します。 	通常版年12回 （毎月15日発行） ダイジェスト版 年12回程度発行
車いす貸出事業	<ul style="list-style-type: none"> ・怪我や病気などで一時的に車椅子を必要とする方や、教育機関、企業での車椅子体験学習に、無料で貸出をします。 	通年
視覚障害者情報・コミュニケーション支援事業 〔区受託事業〕	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者の生活状況の把握と円滑なコミュニケーションの維持を図るために、対象者の自宅にボランティアを派遣し、情報の収集や代読・代筆サービスを行います。 ・派遣ボランティア育成のための研修を実施します。 	通年 研修は年2回

IV 助成事業

1 障害者施設・団体等助成事業【地域福祉推進課】

事業区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自主事業 <input type="checkbox"/> 補助事業 <input type="checkbox"/> 受託事業 <input type="checkbox"/> その他
	<input type="checkbox"/> 重点事業 <input type="checkbox"/> 新規事業 <input type="checkbox"/> 拡充事業 <input type="checkbox"/> 縮小・廃止事業
事業根拠	地域福祉活動費助成要綱
事業開始	平成 14 年 4 月 1 日
事業の目的等	各種団体が実施する社会福祉の啓発や研修、世代間交流等に対し、経費の一部を助成します。
課題	要綱に基づく適正な運用がなされるよう、手続きの流れと運用について見直す必要があります。関連様式の記載方法が分かりにくく、また、書類に不慣れな方も多く苦勞をしている様子が伺えます。
R2 年度目標	助成金関連様式を記載しやすく改善します。 助成金に関する説明会等を開催します。

<具体的取組>

- ・申請・報告しやすい（書きやすい）様式へ見直します。
- ・助成制度の活用方法や申請書類の書き方等についての支援を目的に説明会等を開催します。
- ・助成状況（2019 年度は見込み額、2020 年度は予算額）

	2019 年度	2020 年度
財源	共同募金：歳末たすけあい配分金 自主財源：地域福祉推進基金 社協会費、寄附	共同募金：歳末たすけあい配分金 自主財源：地域福祉推進基金 社協会費、寄附
助成総額 (1 団体平均)	運営費助成 2,870,000 円 (318,889 円) 事業費助成 6,722,000 円 (56,017 円)	運営費助成 3,123,000 円 (347,000 円) 事業費助成 7,290,000 円 (56,953 円)
助成団体数	運営費助成 6 団体 (9 事業) 事業費助成 120 団体	運営費助成 6 団体 (9 事業) 事業費助成 128 団体

2 サロン活動支援助成事業【地域福祉推進課】

事業区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自主事業 <input type="checkbox"/> 補助事業 <input type="checkbox"/> 受託事業 <input type="checkbox"/> その他
	<input type="checkbox"/> 重点事業 <input type="checkbox"/> 新規事業 <input type="checkbox"/> 拡充事業 <input type="checkbox"/> 縮小・廃止事業
事業根拠	サロン活動支援助成要綱
事業開始	平成 14 年 4 月 1 日
事業の目的等	各種団体等が、高齢者や子育て中の親子などを対象に取り組むサロン活動に対して経費の一部を助成し、活動の促進・支援を図ります。
課題	現行の要綱及び様式が高齢者のサロン活動を想定した内容であり、現状に即して表現を改める必要があります。 より多くのサロン活動を支援するために、助成内容・助成期間について検討する必要があります。
R2 年度目標	実態に即した要綱への見直しを行います。 助成団体間のネットワークづくりを推進します。

<具体的取組>

- ・サロン活動支援助成要綱の見直しを行います。
- ・サロン連絡会を開催しネットワークづくりを推進し、様々な課題について共に検討する場を設けます。
- ・助成状況（2019年度は見込み額、2020年度は予算額）

	2019年度	2020年度
財源	共同募金:歳末たすけあい配分金 自主財源:地域福祉推進基金 社協会費、寄附金	共同募金:歳末たすけあい配分金 自主財源:地域福祉推進基金 社協会費、寄附金
助成総額 (1団体平均)	862,000円 (57,467円)	1,125,000円 (45,000円)
助成団体数	15団体	25団体

3 地域福祉推進助成事業【地域福祉推進課】

事業区分	<input type="checkbox"/> 自主事業 <input checked="" type="checkbox"/> 補助事業(区) <input type="checkbox"/> 受託事業 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 重点事業 <input type="checkbox"/> 新規事業 <input type="checkbox"/> 拡充事業 <input type="checkbox"/> 縮小・廃止事業
事業根拠	地域福祉推進事業助成要綱
事業開始	平成14年4月1日
事業の目的等	民間の福祉施設や団体が、地域に根差して行う先駆的、開拓的、実験的事業の推進と安定した事業運営を支援します。
課題	助成内容の確認が書類のみであり、実態調査を行う必要があります。
R2年度目標	区の補助額の枠内で事業を実施します。

<具体的取組>

- ・区の補助額の枠内で事業を実施します。
- ・助成金実績報告を踏まえて精査していきます。
- ・助成状況（2019年度は見込み額、2020年度は予算額）

	2019年度	2020年度
財源	区補助金	区補助金
助成総額 (1団体平均)	12,500,000円 (2,500,000円)	12,500,000円 (2,500,000円)
助成団体数	5団体	5団体

4 給食ボランティア活動助成事業【地域福祉推進課】

事業区分	<input type="checkbox"/> 自主事業 <input checked="" type="checkbox"/> 補助事業(区) <input type="checkbox"/> 受託事業 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 重点事業 <input type="checkbox"/> 新規事業 <input type="checkbox"/> 拡充事業 <input type="checkbox"/> 縮小・廃止事業
事業根拠	給食ボランティアグループ助成要綱
事業開始	平成14年4月1日
事業の目的等	地域との交流の乏しい一人暮らし高齢者に、バランスの取れた食事を提供し、健康の増進、孤独の解消及び地域社会との交流の促進を図る給食ボランティアグループの取り組みに経費の一部を助成します。

課 題	ボランティアグループのメンバーの高齢化と後継者不足が各団体の課題となっています。 宅配給食への企業参入などもあり、地域資源としては充実してきている状況にあります。
R2 年度目標	事業目的に合致した内容となっているか、事業内容を精査します。

<具体的取組>

- ・ 区の補助額の枠内で実施し、引き続き各団体の活動を見守ります。
- ・ 助成金実績報告を踏まえて精査していきます。
- ・ 助成状況（2019年度は見込み額、2020年度は予算額）

	2019 年度	2020 年度
財源	区補助金 自主財源：地域福祉推進基金 社協会費、寄附金	区補助金
助成総額 (1 団体平均)	1,957,060 円 (978,530 円)	1,819,040 円 (909,520 円)
助成団体数	2 団体	2 団体

V 生活福祉資金貸付事業

1 生活福祉資金貸付事業【総務課】

事業区分	<input type="checkbox"/> 自主事業 <input type="checkbox"/> 補助事業 <input checked="" type="checkbox"/> 受託事業（都社協） <input type="checkbox"/> その他
	<input type="checkbox"/> 重点事業 <input type="checkbox"/> 新規事業 <input type="checkbox"/> 拡充事業 <input type="checkbox"/> 縮小・廃止事業
事業根拠	社会福祉法（第2条第2項第7号） 生活福祉資金貸付制度要綱（厚生労働省）
事業開始	平成2年
事業の目的等	所得の少ない世帯、障害者や療養・介護を要する高齢者のいる世帯を対象に、資金の貸付と必要な相談支援を行い、経済的自立、生活意欲の助長促進を図ります。
課題	明らかに対象外な相談について、他の相談機関から案内されてくることが多々あり、関係機関への周知が必要です。 制度が複雑なため、担当職員以外への知識や技術の継承が難しく、対応できる職員が限られています。
R2年度目標	関係機関からの紹介があった場合、その後の経過をフィードバックすることで該当ケースの理解をうながします。 相談対応の体制（職員の配置、スキルの継承、ケースの支援方針に関する検討や対応の共有・検討）を整えます。

<具体的取組>

- ・本貸付制度を必要とする世帯が確実に利用できるようPR等に努めるとともに、支援をつないでくれた関係機関にフィードバックを通じて、該当ケースの理解を深める働きかけを行います。
- ・事例検討や個別相談の同席による初任者へのOJTを実施するなど、職員のスキル向上に取り組みます。同時に、一定期間で職員の異動を行うことで、経験者を増やすことでフォロー体制を構築します。

《主な貸付事業内容》

《主な貸付事業内容》			H30年度相談数
1) 生活福祉資金 所得の少ない世帯・障がい者および介護を要する高齢者のいる世帯に対して、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的に資金の貸付を行う制度です。この制度は、資金の貸付による経済的な援助にあわせて、地域の民生委員・児童委員が資金を借り受けた世帯の相談支援を行います。	①福祉資金	療養、住居の移転、出産・葬祭等に必要な経費など	450件
	②教育支援資金	学校教育法に規定する高校、専修学校、大学等の授業料などに必要な費用	1,012件
	③緊急小口資金	医療費の支払いや火災などの被災によって生活費が臨時に必要な場合や、年金・失業給付など支給開始までなどに必要な場合	276件
2) 総合支援資金 失業者等、日常生活全般に困難を抱えた世帯の生活の建て直しのため、継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金の貸付を行う制度です。	①住宅入居費	敷金・礼金等、住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	16件
	②一時生活再建費	低家賃への転居費用、家具什器費、現在居住の公共料金の滞納などの支払いなど	19件
	③生活支援費	生活再建に向け、就職活動等行う間の生活費	131件

3) 不動産担保型生活資金 自己所有の不動産（土地・建物）に将来にわたって住み続けることを希望する低所得の高齢者に対し、その不動産を担保として、生活資金を貸し付ける制度です。	①不動産担保型生活資金	集合住宅は対象外、65歳以上の高齢者世帯が対象	51件
	②要保護世帯向け不動産担保型生活資金	この制度を利用しなければ生活保護の受給が必要であると福祉事務所が認めた65歳以上の高齢者世帯	289件

2 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業【総務課】

事業区分	<input type="checkbox"/> 自主事業 <input type="checkbox"/> 補助事業 <input checked="" type="checkbox"/> 受託事業（都社協） <input type="checkbox"/> その他
	<input type="checkbox"/> 重点事業 <input type="checkbox"/> 新規事業 <input type="checkbox"/> 拡充事業 <input type="checkbox"/> 縮小・廃止事業
事業根拠	母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(第28条・第29条) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付規則（都社協）
事業開始	平成28年12月19日
事業の目的等	就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の親に対し、養成機関にかかる資金を貸し付け、修学を容易にすることにより資格取得を促進し、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ります。
課題	対象が訓練促進給付金の支給を受ける方に限定されているため、申請はあがりにくい現状があります。
R2年度目標	すでに貸付を受けた方が、継続して返済・自立生活が営んでいることの確認と必要な支援を実施します。

<具体的取組>

- ・対象になる世帯に対して、制度の情報提供を子育て支援課と連携して行います。
- ・ひとり親家庭の親の就業に有利となるよう、高等職業訓練養成機関の就学資金を貸し付け、自立を支援します。

	概要	H30年度 相談件数	貸付継続 件数
入学準備金	養成機関に支払う入学金、教材費、参考書、学用品、交通費等に充当する費用等	1	1
就職準備金	訓練促進給付金の支給を受け、養成機関の課程を修了し、資格を取得した方の就職にあたり必要な費用（転居費用、被服費、通勤に要する費用）等	0	0

Ⅵ 福祉サービス利用援助事業

1 福祉サービス権利擁護支援室運営事業【地域福祉推進課】

事業区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自主事業 <input checked="" type="checkbox"/> 補助事業（区） <input type="checkbox"/> 受託事業 <input type="checkbox"/> その他
	<input type="checkbox"/> 重点事業 <input type="checkbox"/> 新規事業 <input type="checkbox"/> 拡充事業 <input type="checkbox"/> 縮小・廃止事業
事業根拠	福祉サービス権利擁護支援室事業実施要綱 福祉サービス権利擁護事業推進委員会運営要領
事業開始	平成 15 年 4 月
事業の目的等	福祉サービスの利用や苦情に関する相談、また成年後見制度の相談に応じ、相談者が適切な相談機関や専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士等）に繋がり、自身だけでは解決できない課題に取り組むことができるようにします。 成年後見制度推進機関として各種講座を実施し、また様々な社会資源と連携することにより、制度の普及啓発及び利用促進を図ります。
課題	豊島区における権利擁護支援体制の整備や成年後見制度利用促進のための計画づくりへより積極的な関与が求められています。
R2 年度目標	権利擁護支援体制の整備及び成年後見制度利用促進のための計画づくりへの関与の強化を図ります。

<具体的取組>

- ・高齢者や障がいのある人が安心して日常生活を送ることができるよう、既存の福祉・保健サービス等も活用しながら、個人の自己決定を尊重する視点から支援していきます。
- ・成年後見制度利用促進法に基づく豊島区の計画づくりや中核機関設置に向けた検討に参画していきます。

主な事業	内 容
福祉サービスに関する相談・苦情対応事業	<p><一般相談> 高齢者や障がいのある人を対象に、福祉サービスの利用や成年後見制度の利用等に関する相談に応じます。本人の他、家族や関係者からの相談も受け付けます。</p> <p><専門相談> 定例：毎月第2水曜、臨時：必要時 成年後見制度の利用や遺言・相続などに関する相談のうち、必要に応じて弁護士等の専門家による個別相談を受けることができます。</p> <p><苦情対応> 福祉サービスに関する苦情を受け付けた後、第三者機関である「苦情解決委員会」に諮り、解決に向けた調査や調整等を行います。</p>
第三者機関の設置	<p>事業の透明性や公平性を担保し、適正な運営を図るため「福祉サービス権利擁護事業推進委員会」を設置しています。委員は、学識経験者や法律・医療・福祉分野等の専門家、障がい者団体・地域団体の代表等により構成されています。</p> <p>部会：「契約締結審査委員会」「苦情解決委員会」</p>
成年後見制度の活用推進及び利用支援	<p>推進機関として成年後見制度の積極的な活用を図るため、一般区民向け講演会や後見人のための研修会等の開催、地域ネットワークの活用による成年後見制度のPR活動を強化します。</p> <p>「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の趣旨に鑑み、行政との一層の連携と関係機関とのネットワークを密にし、権利擁護支援の必要な人の発見と早期からの相談が入りやすい体制を醸成します。</p>

		2018年度	2019年度	2020年度
相談件数（件）	計画	3,960	3,960	3,960
	実績	5,474		
専門相談件数（件）	計画	40	40	40
	実績	22		
福祉サービス権利擁護事業推進委員会（部会含）開催回数（回）	計画	4	4	4
	実績	3		

2 福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）【地域福祉推進課】

事業区分	<input type="checkbox"/> 自主事業 <input type="checkbox"/> 補助事業 <input checked="" type="checkbox"/> 受託事業（都社協） <input type="checkbox"/> その他
	<input type="checkbox"/> 重点事業 <input type="checkbox"/> 新規事業 <input type="checkbox"/> 拡充事業 <input type="checkbox"/> 縮小・廃止事業
事業根拠	福祉サービス権利擁護支援室事業実施要綱 東京都地域福祉権利擁護事業委託契約
事業開始	平成11年10月
事業の目的等	判断能力や身体機能が低下しても、地域で自立した生活が送れるようにすること
課題	専門員と生活支援員が役割分担しながら、協力して支援にあたる必要があります。
R2年度目標	前年度末に対して、契約件数を増やせるよう、相談対応にあたります。 契約者に対する支援を、事故の無いよう行います。

<具体的取組>

- ・認知症高齢者や障がいのある人を対象に、福祉サービスを適切に利用するための手続きや日常的な金銭管理等の支援を、本人との契約により行います。
- ・引き続き関係機関や地域住民とのつながりを生かして利用者を掘り起こし、希望者を契約に結び付けていきます。契約者に対しては専門員と生活支援員が情報共有を密にして援助を行い、本人や親族、ケアマネジャーや他の福祉サービス提供事業所にもこの事業の有効性を理解してもらえよう努めます。
- ・判断能力の低下の他、必要な状況があれば契約者が成年後見制度へ円滑に移行できるような支援も進めていきます。
- ・令和2年4月に採用する生活支援員が早期に支援を担当できるよう、研修などを実施します。

		2018年度	2019年度	2020年度
契約延件数 （件）	計画	70	70	75
	実績	74		

3 法人後見・社会貢献型後見人活用事業【地域福祉推進課】

事業区分	<input type="checkbox"/> 自主事業 <input checked="" type="checkbox"/> 補助事業（区） <input type="checkbox"/> 受託事業 <input type="checkbox"/> その他
	<input type="checkbox"/> 重点事業 <input type="checkbox"/> 新規事業 <input type="checkbox"/> 拡充事業 <input type="checkbox"/> 縮小・廃止事業
事業根拠	後見活動メンバーの登録及び活用等に関する事務取扱要領 法人後見事業実施要領
事業開始	平成20年7月
事業の目的等	今後需要の増加が見込まれる成年後見人等について、社会福祉協議会や社会貢献型後見人（市民後見人）が担い手となり、判断能力が低下しても地域（施設等も含め）で生活が継続できるようにします。

課 題	法人後見や社会貢献型後見人が受任するのに適した案件探し
R2 年度目標	受任中の案件について、遅滞なく家庭裁判所への報告等を行います。 行政や専門職団体と連携し、法人後見や社会貢献型後見人が受任するのに適した案件について協議を進めます。

<具体的取組>

- ・成年後見制度の利用が望ましいにもかかわらず、資産が乏しい、受任候補者が見つからない等の理由により、制度利用を断念することのないよう当協議会が後見人となる法人後見や市民後見人の積極的な活用を図り、判断能力が不十分になっても安心して住み続けられる地域社会づくりを目指します。
- ・区長申立ケースや地域福祉権利擁護事業利用者について、法人で後見人を受任するとともに、ケースに応じて直接、市民後見人の受任を検討します。
- ・法人後見で受任しているケースの市民後見人への移行を進めます。また、法人で受任しているケースに、後見活動メンバーが後見支援員として支援を行うなど、スムーズな移行に努めます。
- ・受任案件掘り起しのため、区や専門職団体等との意見交換を進めます。
- ・引き続き関係機関や地域住民とのつながりを生かして利用者を掘り起こし、希望者を契約に結び付けていきます。契約者に対しては専門員と生活支援員が情報共有を密にして援助を行い、本人や親族、ケアマネジャーや他の福祉サービス提供事業所にもこの事業の有効性を理解してもらえよう努めます。

		2018 年度	2019 年度	2020 年度
法人後見受任延件数 (件)	計画	12	12	12
	実績	10		
後見監督の受任延件数 (件)	計画	5	5	7
	実績	6		
社会貢献型後見人 (市民後見人) 受任延件数 (件)	計画	5	5	7
	実績	6		

4 社会貢献型後見人養成事業【地域福祉推進課】

事業区分	<input type="checkbox"/> 自主事業 <input checked="" type="checkbox"/> 補助事業 (区) <input type="checkbox"/> 受託事業 <input type="checkbox"/> その他
	<input type="checkbox"/> 重点事業 <input type="checkbox"/> 新規事業 <input type="checkbox"/> 拡充事業 <input type="checkbox"/> 縮小・廃止事業
事業根拠	法人後見等ケース方針検討会議設置要綱
事業開始	平成 28 年 4 月
事業の目的等	社会貢献型後見人について、養成から受任中まで一貫した支援を行い、安心して活動ができるようにします。 地域の中に、権利擁護施策や支援について学び、理解を深めた方を増やします。
課 題	後見活動メンバーとなる方々の研修体系づくり
R2 年度目標	後見活動メンバー向けの連絡会や研修会を充実させます。

<具体的取組>

- ・平成 28 年度と 2019 年度に実施した「社会貢献型後見人 (市民後見人) 養成講習」の修了者を後見活動メンバーとして当協議会に登録し、東京都の養成講習修了者と共に、地域福祉権利擁護事業や法人後見事業の支援員として実務研修やフォローアップ研修を行い、後見人を目指して育成します。

- ・後見活動メンバーには、養成講習の講義の中で、市民後見人として必要な法律の知識や権利擁護の理念等、講義の再受講の機会を提供し、更なるスキルアップを目指します。また、新たに導入される意思決定支援に基づく本人情報シートの活用や、様々な機関が実施する多様なサービス情報を提供し、研修の機会を増やします。
- ・受任中の市民後見人が安心して成年後見実務を遂行できるよう取組みます。また、後見活動メンバー有志による自助グループ「豊島区市民後見人の会」の活動を支援していきます。

		2018年度	2019年度	2020年度
後見活動メンバー登録者数 (人)	計画	12	12	20
	実績	12		
連絡会及び研修会参加者延人数 (人)	計画	30	30	40
	実績	20		

5 成年後見等開始審判申立費用助成事業【地域福祉推進課】

事業区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自主事業 <input type="checkbox"/> 補助事業 <input type="checkbox"/> 受託事業 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 重点事業 <input type="checkbox"/> 新規事業 <input type="checkbox"/> 拡充事業 <input type="checkbox"/> 縮小・廃止事業
事業根拠	成年後見制度利用促進基金規程 成年後見等開始審判申立費用助成事業実施要綱
事業開始	平成 18 年 12 月
事業の目的等	申立費用及び専門職の手数料を助成（上限 30 万円）することで、収入や資産状況に関わらず成年後見等の申立を行うことができ、成年後見制度の利用促進につながります。
課題	寄附を原資に実施している事業ですが、その原資は減少傾向にあります。制度の周知が不十分で、年度ごとに申請件数にばらつきがあります。
R2 年度目標	関係機関に対する制度の広報を強化します。

<具体的取組>

- ・助成金について単独でチラシ等を作成することを検討します。
- ・説明会や講座などの機会を利用し、助成事業についての周知を行います。

		2018年度	2019年度	2020年度
助成件数（件）	計画	5	5	6
	実績	6		

Ⅶ 歳末たすけあい運動事業

1 歳末たすけあい・地域福祉活動募金【総務課】

事業区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自主事業 <input type="checkbox"/> 補助事業 <input type="checkbox"/> 受託事業 <input type="checkbox"/> その他
	<input type="checkbox"/> 重点事業 <input type="checkbox"/> 新規事業 <input type="checkbox"/> 拡充事業 <input type="checkbox"/> 縮小・廃止事業
事業根拠	社会福祉法（第112条）
事業開始	昭和45年4月1日
事業の目的等	共同募金の一環として地域住民やボランティア、また関係する機関・団体の協力のもと、多様化する福祉ニーズに対応し、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進します。
課題	募金についての理解が低く募金金額が減少傾向にあり、より周知が必要です。募金活動における町会の負担が大きくなっています。
R2年度目標	募金箱の設置個所を増やすなど、活動の呼びかけを行います。 募金活動の周知や募金箱設置の増強等により、目標金額達成を目指します。

< 具体的取組 >

- ・募金活動を12月1日～12月31日の期間で実施します。
毎年募金目標額は、7月に開催する実施委員会で決定します。
- ・町会の負担軽減策となるように様々な機会、場面等での募金活動が実施を検討します。
- ・町会、民児協以外の団体へも参加の呼びかけを行います。
- ・区民ひろばや区民事務所、協力福祉団体等に募金箱を設置を呼びかけます。
- ・集まった募金は、地域福祉活動に活用します。

		2018年度	2019年度	2020年度
歳末たすけあい募金額 (千円)	計画	10,800	10,800	10,800
	実績	9,251	8,908	

◆その他

毎年10月1日より全国一斉に展開される東京都共同募金会主催の赤い羽根共同募金運動を豊島地区協力会として実施します。

※赤い羽根共同募金運動は、東京都共同募金会から事務費の配分を受けて取組んでいます。

<< 赤い羽根共同募金運動 >>

- ・目標金額 9,500,000円（案） ※7月の実施委員会において決定します。
- ・募金活動実施期間 令和2年10月1日～10月31日

		2018年度	2019年度	2020年度
赤い羽根募金額 (千円)	計画	10,000	10,000	9,500
	実績	9,134	8,826	

Ⅷ 公益事業

1 中央高齢者総合相談センター運営事業【地域福祉推進課】

事業区分	<input type="checkbox"/> 自主事業 <input type="checkbox"/> 補助事業 <input checked="" type="checkbox"/> 受託事業 <input type="checkbox"/> その他
	<input type="checkbox"/> 重点事業 <input type="checkbox"/> 新規事業 <input type="checkbox"/> 拡充事業 <input type="checkbox"/> 縮小・廃止事業
事業根拠	介護保険法（第115条の46） 中央地域包括支援センター運営規程 中央地域包括支援センター指定介護予防支援事業所運営規程
事業開始	平成20年4月1日
事業の目的等	高齢者が住み慣れた地域とともに支え合いながら、安心して生活し続けるための地域包括ケアシステムを構築し、「介護予防・日常生活支援事業の周知」「支え合いの仕組みづくり」「地域ケア会議機能の強化と充実」「ケアマネジメントの資質向上・主任介護支援専門員の育成支援」「適切な医療・介護等の提供」を図ります。
課題	介護予防・自立支援の重要性についての理解は深まりつつあるが、実態として自立の促進につながりづらい状況があります。 介護サービスも含めて、相談窓口や地域の社会資源が十分に周知されていません。
R2年度目標	介護予防・自立支援の重要性について普及啓発を継続しつつ、その人に合った自立促進を図ります。

<具体的取組>

- ・介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメントを作成するにあたり、自立支援を意識したプランを作成し質の向上を図ります。同時に、介護予防の重要性を説明し理解を促します。
- ・介護予防や自立支援を意識した相談面接を行い、地域の社会資源の活用や基本チェックリストの実施を促します。
- ・地域の支え合いや活躍の場づくりのためにセンター主体で行っていた活動を、地域主体の活動に移行できるように支援し、多くの区民が活躍できる機会を提供します。
- ・その人らしい生活の実現のために、地区懇談会や出張相談、多職種連携の会等を通じて地域のネットワークづくりを強化します。

《主な事業内容》

- ① 総合相談・支援
 - ・電話、面接、訪問などにより総合的に相談を受け付けます。
 - ・介護保険認定申請の受け付けます
 - ・介護保険以外の高齢者サービスの申請を受け付けます。
- ② 介護予防ケアマネジメント
 - ・要支援1・2・事業対象者への介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成します。
- ③ 権利擁護に関する相談
 - ・高齢者虐待や消費者被害など、権利擁護に関する相談を受け付け、未然の防止や早期発見、成年後見制度の利用支援等に努めます。
- ④ 包括的・継続的マネジメント支援
 - ・地域のケアマネジャーへの指導や助言、関係機関とのネットワーク作りを行います。
 - ・ケアマネジャーの資質向上のための勉強会を行います。

- ⑤ 認知症に関する相談
- ・認知症の早期発見や早期診断、必要な医療につながるよう支援します。
- ⑥ 地域ケア会議の開催
- ・地域の課題を地域住民や関係機関で共有し、課題解決のための取り組みを地域で共に考え、行うことを目指し、地区懇談会を開催します。

		2018年度	2019年度	2020年度	
①総合相談・支援相談件数（件）	計画	4,100	4,000	4,000	
	実績	3,576			
②介護予防ケアマネジメント・予防給付プラン作成件数（件）	計画	2,500	2,600	2,700	
	実績	2,852			
③ケアマネジャー勉強会の開催回数（回）	計画	6	6	6	
	実績	6			
④出張相談「出前カフェあったか」開催回数（回）	計画	12	12	12	
	実績	12			
⑤認知症に関する相談	もの忘れ相談の開催回数（回）	計画	2	2	
		実績	4		
	介護者の会の参加回数（回）	計画	12	12	12
		実績	12		
⑥地域ケア会議の開催	個別ケア会議の開催回数（回）	計画	30	15	
		実績	14		
	地区懇談会の開催回数（回）	計画	15	3	3
		実績	3		

※2018年度より『おとしより110番ステッカー普及委員会』は地域の活動に移行したため、地区懇談会の計画数を見直し

※個別ケア会議のカウント方法が2018年度から変更となり、計画数を見直し

2 ひとり暮らし高齢者アウトリーチ事業【地域福祉推進課】

事業区分	<input type="checkbox"/> 自主事業 <input type="checkbox"/> 補助事業 <input checked="" type="checkbox"/> 受託事業 <input type="checkbox"/> その他
	<input type="checkbox"/> 重点事業 <input type="checkbox"/> 新規事業 <input type="checkbox"/> 拡充事業 <input type="checkbox"/> 縮小・廃止事業
事業根拠	豊島区民社会福祉協議会アウトリーチ事業運営規程
事業開始	平成22年4月1日
事業の目的等	地域に高齢者を見守る拠点を設け、高齢者からの相談受付や生活実態の把握、関係機関と連携した見守り体制を構築し、高齢者が安全・安心な在宅生活を送れるよう支援します。
課題	地域や見守り対象の住民の状況により、見守り体制に格差があります。
R2年度目標	協力連携先を開拓し、見守り支援体制強化を図ります。

<具体的取組>

- ・ひとり暮らし高齢者等実態調査や熱中症対策事業等を通じた実態把握と見守り体制構築の支援
- ・民生委員や高齢者クラブ等との連携による地域の見守りネットワーク強化及び地域への介護予防の啓発
- ・認知症サポーター養成講座開催等を通じた地域の認知症に対する理解向上及び見守りネットワーク・支援の強化
- ・高層マンション在住の75歳以上ひとり暮らし高齢者への見守り体制の強化及び相談窓口のPR

《主な事業内容》

- ① 在宅高齢者の生活実態の把握、見守り
「ひとり暮らし高齢者等実態調査」及び「熱中症対策事業」から対象者を抽出、訪問
- ② 地域の組織、住民と連携した高齢者見守りの実施
高齢者サロン等新たなきずなづくりの支援
高齢者クラブ等地域活動の情報収集と関係づくり
- ③ 総合相談
- ④ 見守り該当者の緊急対応
- ⑤ 関係者会議等への参加・連携・協力

		2018年度	2019年度	2020年度
見守り活動対象者訪問（件）	計画	800	800	1,000
	実績	1,261		
総合相談（件）	計画	1,400	1,500	1,500
	実績	2,090		
関係者会議への参加・連携・協力（件）	計画	240	150	150
	実績	116		

※ 見守り活動対象者訪問件数が、2020年度増えているのは、高齢者実態調査の実施年にあたるため

※ 関係者会議のカウント方法が2018年度から変更となり、2019年度より計画数を見直し

Ⅸ その他の事業

1 豊島区社会福祉法人ネットワーク会議運営事業【総務課】

事業区分	<input type="checkbox"/> 自主事業 <input type="checkbox"/> 補助事業 <input type="checkbox"/> 受託事業 <input checked="" type="checkbox"/> その他
	<input type="checkbox"/> 重点事業 <input type="checkbox"/> 新規事業 <input type="checkbox"/> 拡充事業 <input type="checkbox"/> 縮小・廃止事業
事業根拠	豊島区社会福祉法人ネットワーク会議規約
事業開始	平成 23 年 3 月
事業の目的等	区内社会福祉法人のネットワーク会議運営を事務局として支援することで、法人の連携や地域福祉活動の推進が促進されることを目指します。
課 題	法人によっては理解に差があり、また、人事異動などで取組の継承が難しい法人もあるため、会議での議論の深まりが出ない状況にあります。
R2 年度目標	法人間で地域公益活動の情報共有を図り、更なる活動の発展につながるよう働きかけます。

<具体的取組>

- ・継続的にネットワーク会議を開催します。
- ・各法人の取り組みを共有することで、更なる地域活動の発展につながるよう働きかけます。
- ・区内の 25 社会福祉法人の連携による「福祉なんでも相談窓口」事業を推進します。

		2018 年度	2019 年度	2020 年度
豊島区社会福祉法人 ネットワーク会議（件）	計画	2	2	2
	実績	2		